

水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定の改正等について

環境省

平成 22 年 9 月 24 日、環境基本法に基づき、「河川及び湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件」(告示)の改正等について告示され、施行されました。

今回の改正の概要は、生活環境の保全に係る水質環境基準の類型指定について、渡良瀬川、相模川の 2 河川及び、深山ダム、川治ダム貯水池、相模ダム、城山ダム貯水池、土師ダム貯水池、弥栄ダムの 6 湖沼に係る指定の見直しと、水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について、阿武隈川水系、那珂川水系、阿賀野川水系、信濃川水系、紀の川水系、江の川水系、小瀬川水系、山国川水系、筑後川水系筑後川、筑後川水系宝満川の 10 河川及び、それぞれの河川に係る湖沼を指定しています。

なお、同省では平成 22 年 2 月 9 日～3 月 10 日の間、「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の見直しについて」に関して意見募集(パブリックコメント)を行い 18 件の意見が寄せられました。また、同期間に「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について」に関しての意見募集を行いました。意見は寄せられませんでした。

当社では排水の他にも、様々な種類の水質分析についての長年の経験と実績があります。お気軽にご相談ください。

資料 2010 年 9 月 24 日付 環境省 報道発表資料
2010 年 9 月 24 日付 EIC ネット

化学分析箇所 大塚卓也